

八雲町ホタテ貝アイヌブランド化業務
企画提案仕様書

令和7年6月
八雲町水産課

1 業務名

八雲町ホタテ貝アイヌブランド化業務

2 業務目的

本業務は、八雲町の主要水産物である養殖ホタテ貝について、ブランド名の決定やロゴマークの制作、ホームページの開設、販促物の制作などを通じてPRを行い、ブランド化し、付加価値化を図ろうとするものである。

3 履行期限

契約締結日から令和8年2月27日まで

※契約は単年度だが、前年度と業務上の関連が深いため、令和8年度以降は基本的に前年度の委託先との随意契約とすることを想定。

※令和8年度および令和9年度の契約期間は4月～翌年2月末を想定。

4 履行場所

八雲町内

5 事業予算限度額

令和7年度 11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

※この金額は、契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約することを約束するものではない。

【参考】令和8年度 27,500,000円程度（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度 27,500,000円程度（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、プロポーザル審査における提案内容の検討材料としておおよその事業規模を表しており、契約限度額を示すものではない。

6 要求仕様

6-1 項目および数量

6-1-(1) 令和7年度

項目	数量
八雲町産ホタテ貝アイヌブランド化に係る市場調査 <ul style="list-style-type: none">ホタテのブランド化優良事例（道内5例以上、道外5例以上）ブランドホタテ貝の規格事例（5例以上）他地域のPRイベント優良事例（道内5例以上）	1式

<ul style="list-style-type: none"> 魚介類PR特設ホームページ優良事例（5例以上） 魚介類PR動画優良事例（5例以上） ホタテを使ったふるさと納税返礼品売れ筋の人気要因分析（5例以上） その他プロポーザル時の提案内容による調査 	
ブランド貝の定義（規格等）の検討 <ul style="list-style-type: none"> 市場調査結果を踏まえ「(仮称)八雲町ホタテ貝アイヌブランド化委員会」（以下、「委員会」という。）において議論・決定。素案は発注者が作成。 	-
名称案の提案	5案以上
ロゴマーク案の提案	5案以上
キャッチコピー案の提案	5案以上
ふるさと納税返礼品の検討	1式
特設ホームページや販促資材の制作に使用する写真の撮影（分散、耳吊、貝洗浄、出荷、その他 各10枚以上）	50枚以上
プロモーション動画制作に使用する動画の撮影（分散、耳吊、貝洗浄、出荷、その他）	1式
委員会の運営支援 【業務】会議資料作成、必要部数印刷、出席、説明、議事録作成 【回数】会議開催回数は4回	4回

6-1-(2) 令和8年度～令和9年度

項目	R8年度	R9年度
商標登録手続き（出願書類一式の作成）	1式	
写真撮影（採苗作業 10枚以上）	10枚以上	
プロモーション動画制作（採苗作業の動画撮影含む）	1式	
特設ホームページ開設	1式	
八雲町漁協青年部のInstagramへの投稿記事作成	5回以上	5回以上
パンフレット、ポスターの制作・印刷	1式	
販促物（幟・法被等）の制作	1式	
有名人等を起用したアンバサダー設定、撮影		1式
ふるさと納税返礼品の開発・登録支援	1式	
町民が参加できるイベントの開催		1式
町外飲食店・ホテル等へのホタテ貝提供によるフェア開催		2式
町外（札幌・函館・東京・名古屋・大阪等）での販売会		2式

委員会の運営支援 【業務】 会議資料作成、印刷、説明、議事録作成 【回数】 会議開催回数は5回以上	5回以上	5回以上
---------------------------------------------------------	------	------

6-2 特設ホームページの制作

- (1) 特設ホームページについては、維持管理の観点から、八雲町が運用している公式ホームページ（CMS）内にサブサイトとして構築すること。なお、構築にあたっては下記保守委託業者（構築元）との連携が必須のため、別途見積を徴したうえで必要経費については提案額に含めること。

【保守委託業者】

会社名：函館インフォメーション・ネットワーク

担当者：味澤

住 所：函館市柏木町 16 番 14 号

電 話：0138-53-1700

【運用中の CMS】

製品名：NetCrew

製造元：福泉株式会社 (<https://www.netcrew.co.jp/>)

- (2) ブランド化しようとしているホタテの特徴がホームページ閲覧者に伝わる内容及びデザインとすること。

6-3 その他ブランド化提案にあたっての留意事項

- (1) 名称案は商標登録されていないものを提案すること。
- (2) ユニバーサルデザインに配慮したデザインとすること。
- (3) アイヌ文化に配慮しつつ、全ての制作物のデザインに関連性や一貫性があることが理解できるものとする。
- (4) ブランド化は、日本国内向けを想定すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては、八雲町漁業協同組合および八雲アイヌ協会から協力を得られるものであること。
- (6) 本業務の財源の一部が内閣府によるアイヌ政策推進交付金となっていることから、パンフレット、ホームページ等の成果物にアイヌ政策推進交付金を活用したこと、事業実施主体、事業実施年度を記載すること。

7 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たって知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用し

てはならない。このことは、本契約履行後又は契約を解除された場合においても同様とする。

- (2) 上記(1)の事項に違反し、町又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。
- (3) 本業務の遂行のために町が提供した資料及びデータ等は、本業務以外の目的に使用しないこと。また、これらの資料及びデータ等は、契約終了までに町に返却すること。

8 成果品の納品及び検定

8-1 業務報告書

契約満了日（令和 8 年 2 月 27 日）までに業務報告書（紙ベース 2 部、CD-R 2 枚）を持参・説明するとともに、発注者の検定を受けること。

8-2 業務報告書以外の成果品

静止画・動画・販促物・ホームページ等、業務報告書以外の成果品は完成し次第納品すること。

なお、動画・販促物・ホームページ等に使用したデザイン等のデータは、発注者が編集・修正できるよう、元データも納品すること。

9 著作権の取り扱い

9-1 取得財産及び著作権の帰属

- (1) 本業務において制作した最終成果品に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び同法第 28 条に定められた権利を含む）は、発注者へ帰属する。ただし、受注者又は第三者が本業務履行前から保有していた著作権は、受注者又は第三者に留保されるものとする。
- (2) 受注者は、発注者又は発注者から正当に本件著作物の利用を許可された第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 発注者は、本件著作物を公表するに際し、受注者の承諾を得ることを要しないものとする。
- (4) 発注者は、本件著作物を利用するにあたり、著作者の表示をすることを要しないものとする。
- (5) 発注者は、受注者の承諾を得ることなく、本件著作物を補作又は改訂することができるものとする。

9-2 著作権の処理

- (1) 第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理するものとし、発注者は責任を負わない。

10 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、法令、条例等を遵守し適切な取り扱いを確保すること。また、

発注者と十分に打合せをし、その指示によって行うこと。必要に応じ、業務執行ごとにその案を提出し、支持を受けた後に業務を進めること。

- (2) 本業務の履行において不明な点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、発注者と受注者との間で協議を行い、決定するものとする。
- (3) 本業務の履行に伴い、受注者が提供を受けたデータおよび資料等の内容については、本業務の履行のみに使用し、第三者に提供してはならない。
- (4) 本業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (5) 成果品が本仕様書に反することが判明した場合には、受注者は納品後であってもデータの修正を行うこと。

11 連絡先

水産課（担当：多田） 電話：0137-62-2117（水産課直通）

電子メール：suisan@town.yakumo.lg.jp